

(1)-2 国内修学旅行実施基準概要

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考					
北海道	小 普	市町村教育委員会の定める基準による					<p>【引率教職員数について】</p> <p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引率予定教員数が左欄(「引率教職員」)の該当する項目から算出した数を下回ることが確定している場合は、引率予定教員数とする。ただし、実施前に参加児童生徒数の増減により、教員数が増減する場合には、教育職員局教職員事務センターと協議すること。 ・算出された教員数には、管理職及びその他の教員1名分を含むものである。 ・特別支援学校の教員数は、左欄に該当する項目から算出した教員数が実児童生徒数+1名を超えた場合には、実児童生徒数+1名を限度とする。 <p>【特記事項：小学校及び中学校】</p> <p>複数の学年で隔年実施する場合で、児童生徒が7名以上の場合には、左欄から算出した教員数に1名を加算する。</p> <p>【特記事項：特別支援学級】</p> <p><小学校及び中学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級に係る教員数 ○普通学級と特別支援学級が同時に実施する場合 「(左欄から算出した教員数)+(特別支援学級×2)」 ただし、(特別支援学級×2)により算出した教員数が、特別支援学級に在籍する参加児童生徒数を超えた場合には、特別支援学級に在籍する参加児童生徒数を限度とする。 <p>○特別支援学級のみで実施する場合 (特別支援学級のみの学校を含む)</p> <p>「(特別支援学級×2)+1名」</p> <p>ただし、(特別支援学級×2)により算出した教員数が、特別支援学級に在籍する参加児童生徒数を超えた場合には、特別支援学級に在籍する参加児童生徒数+1人を限度とする。</p> <p>【特記事項：病弱養護学校】</p> <p>病弱養護学校については、医師又は看護士1名を加算する。</p>					
	中 普	特別支援学校中学部の基準に準拠										
	中等教育学校前期課程	高等学校の基準に準拠										
	中等教育学校後期課程											
	高 普	5泊6日以内 航空機利用は4泊5日以内	必要最小限度	最終学年又はその前年度	日本国内	20名まで3名、40名まで4名、80名まで5名、以降40名増す毎に1名増。 ※参加児童生徒数40名以上については、40名ごとに教員数1名を加算する(端数切上げ) ※実施学級数が4学級以上の場合は1名、5学級以上の場合は2名、7学級以上の場合は3名を教員数に加算する。						
	高 定											
	特別支援学校(養護)	小 1泊2日以内	〃	第6学年	全行程500km程度	3名(3名)まで4名、5名(5名)まで5名、7名(7名)まで6名、9名(14名)まで7名、以降7名増す毎に1名増 ※上記の()は聾学校	<p>【特記事項：特別支援学級】</p> <p><小学校及び中学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級に係る教員数 ○普通学級と特別支援学級が同時に実施する場合 「(左欄から算出した教員数)+(特別支援学級×2)」 ただし、(特別支援学級×2)により算出した教員数が、特別支援学級に在籍する参加児童生徒数を超えた場合には、特別支援学級に在籍する参加児童生徒数を限度とする。 <p>○特別支援学級のみで実施する場合 (特別支援学級のみの学校を含む)</p> <p>「(特別支援学級×2)+1名」</p> <p>ただし、(特別支援学級×2)により算出した教員数が、特別支援学級に在籍する参加児童生徒数を超えた場合には、特別支援学級に在籍する参加児童生徒数+1人を限度とする。</p> <p>【特記事項：病弱養護学校】</p> <p>病弱養護学校については、医師又は看護士1名を加算する。</p>					
	中 3泊4日以内	第3学年		全行程1200km程度	※盲学校及び義塾学校：重複・訪問教育及び肢体不自由児学級の児童生徒については、その数を2倍、知的障害高等部生活科及び知的障害義務併置校高等部普通学級の生徒については、その数を1.3倍で算定した上で、上述により教員数を算出する。ただし、算出された教員数が実児童生徒数+1名を超えた場合には、実児童生徒数+1名を限度とする。なお、教育課程編成基準の改正に伴い、知的障害高等部生活科が廃止された学年においては、廃止前の学科に基づいた算出方法とする。							
	高 高等学校の基準に準拠											
青森県	小 普	市町村教育委員会の定める基準による					教育委員会が認めた場合は6泊7日とすることができます。					
	中 普											
	高 定	5泊6日以内	規定なし	規定なし	70%以上を原則	規定なし						
	援 特 别 学 校 支	小 2泊3日以内	〃	〃	100%を原則	30名につき1名+150名につき1名						
	中 3泊4日以内	70%以上を原則										
岩手県	高 5泊6日以内											
	小 普	市町村教育委員会の定める基準による										
	中 普	県立中及び中等教育学校前期課程	3泊4日以内	95,000円以内	規定なし	規定なし	国内	学級数に1.5を乗じて得た数に1を加えた数(1未満の端数は切り上げ)				
	高 普 定	高等學校及び中等教育学校後期課程	3泊4日以内	95,000円以内	規定なし	規定なし	国内	学級数に1.5を乗じて得た数に1を加えた数(1未満の端数は切り上げ)				
	特 学 別 支 援	小 1泊2日以内	〃	〃	95,000円以内	規定なし	限定しない	学級数×2名				
	中 3泊4日以内	95,000円以内			航空機の利用を認める。							
	高 5泊6日以内	95,000円以内			規定なし	航空機利用を認める。児童生徒の状況に応じて保護者が同行する場合もある。						
宮城県	小 普	市町村教育委員会の定める基準による										
	中 普	県立中	2泊3日以内	55,000円	最高学年又はその前学年 在学中1回	原則として全員参加	実施基準なし	40人以下のとき2人、40人を超えるときは、その超える数の20人までごとに1人を加算した数				
	高 普 定	高	4泊5日以内	<経費の標準> 91,000円								
	援 特 别 学 校 支	小 1泊2日以内	22,000円									
	中 2泊3日以内	55,000円	実態に応じて定める									
	高 4泊5日以内	91,000円										

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種		日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考					
秋田県	小	普	} 各市町村教育委員会の定める基準による										
	中	普	} 各市町村教育委員会の定める基準による										
	県立中	3泊4日以内	目的達成のための必要最小限度額		最終学年又はその前年 在学中1回	原則として全員参加	規定なし	30人につき1名+1名+責任者1名					
	高	普定	4泊5日以内	目的達成のための必要最小限度額		原則として全員参加	規定なし	生徒の実態に応じた適正な数(養護教諭またはこれに代わる者を含める)+責任者1名					
	特 別 校 支 援	小	1泊2日以内	各部の日程等に応じた適切な額		最終学年又は その前年	原則として全員参加	規定なし					
	中	3泊4日以内	各部の日程等に応じた適切な額		最終学年又は その前年	原則として全員参加	規定なし	生徒の実態に応じた適正な数(養護教諭またはこれに代わる者を含める)+責任者1名					
	高	4泊5日以内	各部の日程等に応じた適切な額		最終学年又は その前年	原則として全員参加	規定なし	生徒の実態に応じた適正な数(養護教諭またはこれに代わる者を含める)+責任者1名					
	小	普	1泊2日以内	規定なし(保護者の過重負担を避ける)		規定なし	規定なし	航空機利用付帯条件なし。					
	中	普	3泊4日以内	規定なし(保護者の過重負担を避ける)									
山形県	高	普定	4泊5日以内	国内 内陸地方 95,000円を目安 庄内地方 98,000円を目安 海外 120,000円を目安		原則、全員参加	規定なし	規定なし					
	特 別 校 支 援	小	1泊2日以内	規定なし(保護者の過重負担を避ける)		〃	〃	〃					
	中	3泊4日以内	規定なし(保護者の過重負担を避ける)										
	高	4泊5日以内	規定なし(保護者の過重負担を避ける)										
	小	普	} 規定なし		市町村教育委員会に修学旅行実施届けを提出する								
福島県	中	普	} 規定なし										
	県立中	4泊5日以内	保護者の負担過重とならないよう配慮する		規定なし	原則として全員参加	限定しない	1~3学級/学級数+2名 4~7学級/学級数+3名 8学級以上/学級数+4名					
	高	普定	4泊5日以内	保護者の負担過重とならないよう配慮する		規定なし	原則として全員参加	限定しない					
	特 別 支 援 学 校	小	日帰りを原則。実情により1泊2日も可	20,000円以内 超過するときは保護者の負担過重とならないよう配慮する。		〃	規定なし	実施2ヶ月前までに修学旅行実施届を教育長に提出する。					
	中	3泊4日以内	54,000円以内。 超過するときは保護者の負担過重とならないよう配慮する。		規定なし								
	高	4泊5日以内	102,000円以内 超過するときは保護者の負担過重とならないよう配慮する。		規定なし								
	小	普	1泊2日以内	保護者の過重な負担とならないよう留意する。		原則として最終学年(小6、中3)	保護者の理解と協力を得て原則として全員が参加できるよう計画する。	当該学年の学級数を基準として、それに学校の実態に応じて必要と認められる人数を加える。 全体の責任者として、校長又は校長の指定する教員が参加するとともに、養護教諭又はこれに代わる教員を参加させることが望ましい。					
	中	普	2泊3日以内	保護者の過重な負担とならないよう留意する。									
茨城県	高	普定	4泊5日以内	極力節約を図り、保護者の負担の軽減を図る。		最終学年又はその前学年(2年又は3年) 最終学年又はその前学年(3年又は4年)	当該学年生徒数の大多数が参加できるもの	日本国内全域					
	特 別 校 支 援	小	1泊2日	保護者の過重な負担とならないようする。		最終学年又はその前学年	当該学年生徒数の大多数が参加できるもの	おおむね参加生徒30人につき1人の割合 おおむね参加児童生徒2人に1人の割合					
	中	2泊3日以内	保護者の過重な負担とならないようする。										
	高	4泊5日以内	保護者の過重な負担とならないようする。										
	小	普	} 市町村教育委員会の定める基準による		※費用については、11万円程度で実施するよう指導している。年度当初、各地区校長会、教頭会で指示済み。								
栃木県	中	普	} 市町村教育委員会の定める基準による										
	県立中	4泊5日以内 (110時間)以内	保護者の経済的負担について特に配慮し、適正な額とする。経費の上限については教育委員会が別に指示する。		第2学年又は第3学年 第3学年次以降とする	原則として全員参加	規定なし	生徒20名に対し1名以上+校長または教頭+養護教諭					
	高	普定	1泊2日以内 (38時間)以内	保護者の経済的負担について特に配慮し、適正な額とする。経費の上限については教育委員会が別に指示する。		〃	規定なし	児童生徒の障害の状況等に応じた適正な数とする					
	特 別 支 援 学 校	小	2泊3日以内 (62時間)以内	保護者の経済的負担について特に配慮し、適正な額とする。経費の上限については教育委員会が別に指示する。									
	中	4泊5日以内 (110時間)以内	保護者の経済的負担について特に配慮し、適正な額とする。経費の上限については教育委員会が別に指示する。										

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
小普 中普	} 市町村教育委員会の定める基準による							
中等教育学校 (前期課程)	2泊3日以内	規定なし	原則として第3学年	在籍数の90%以上	規定なし	規定なし		
中等教育学校 (後期課程)	高等学校の基準を準用する							
群馬県	高全 定	4泊5日以内 (120時間以内)	方面別標準経費を示して指導	原則として第2学年 以上	在籍数の80%以上	規定なし	〔航空機利用〕 1.目的を達成するための交通手段として必要がある場合。 2.参加生徒及び保護者の同意が得られていること。 3.緊急事態に十分対応できる方策が講じられていること。	
				原則として第3学年 以上	在籍数の70%以上	規定なし		
特別支援学校	小	1泊2日以内	規定なし	6年	在籍数の90%以上（視覚・聴覚・肢体・病弱特別支援学校は70%以上）	規定なし	(1) 1学級に対して1名ないし2名の引率とする。ただし、1学級で実施する場合及び海外修学旅行を実施する場合は、その合計人数に1名を加えることができる。 (2)宿泊を要する修学旅行にあっては、引率責任者は原則として校長、副校長又は教頭とし、上記引率者の数の枠外とする。 (3)養護教諭又は養護助教諭が同行する場合及び特別支援学校における修学旅行で重度障害の児童生徒が参加するため、特に必要とされる場合の教職員は、(1)の数に含まないものとする。 (4)教育長は、特に必要と認めるときは、(1)～(3)とは別に定める人数を加えることができる。	
	中	2泊3日以内	〃	3年				
	高	在籍数の80%以上（視覚・聴覚・肢体・病弱特別支援学校は70%以上）						
小普 中普	1泊2日以内 2泊3日以内 (72時間以内)	目的的達成と保護者の負担を考慮して適正な額とする	最終学年又は前年	85%を下らない	規定なし	児童・生徒15～30人に対し教員1名（引率責任者、学校医及び養護担当教員は別枠）	中：72時間の範囲で車中泊1泊増可	
県立中学校の基準を準用する								
埼玉県	高普 定	4泊5日以内 (120時間以内)	国内修学旅行は95,000円、海外修学旅行は100,000円（外国语科等設置校等国際交流に特色があると県教委が認めた学校については130,000円）以内	中高学年	70%を下らない	国内及び海外	生徒15～30人に対し教員1名（引率責任者、保健責任者は別枠とすることができる） 川口市 生徒15～30人に対し教員1名（引率責任者、保健責任者は別枠）	航空機を利用する場合は、 ①参加生徒及び保護者の同意を得る。 ②航空機利用に伴う緊急事態についての対応策を講じておく。
特別校支援	小	1泊2日以内	目的的達成と保護者の負担を考慮して適正な額とする	最終学年又は前年	70%を下らない	規定なし	児童・生徒5人に対し教員1名（引率責任者、学校医及び養護担当教員は別枠） 北海道、本州、四国、九州、沖縄	中：72時間の範囲で車中泊1泊増可 航空機を利用する場合は、 ①参加生徒及び保護者の同意を得る。 ②航空機利用に伴う緊急事態についての対応策を講じておく。
	中	2泊3日以内 (72時間以内)						
	高	4泊5日以内 (120時間以内)						
小普 中普	} 市町村教育委員会の定める基準による							
千葉県	準中校県等前立教課中育課学校、及び高び期等中課学校等教の及育基び学	3泊4日以内	保護者の経済的負担を十分考慮して、その軽減に努力するものとする。	規定なし	80%以上	規定なし	学級数×1.5+2 養護教諭又は校長の委嘱した保健担当者を含めること	
		規定なし	80%以上	規定なし	学級数×1.5+2+(1) (1)は、8学級以上のみ養護教諭又は校長の委嘱した保健担当者を含めること	航空機利用は前年度中に特別支援教育課と協議する。		
			70%以上					
特別校支援	高普 定	4泊5日以内	100,000円以内 (消費税別)	規定なし	規定なし	原則として全員参加	児童生徒3人につき1人+引率責任者を原則とする	航空機利用は前年度中に特別支援教育課と協議する。
	小	1泊2日以内						
	25,000円（消費税含）							
	中	2泊3日以内	規定なし	原則として全員参加	規定なし	児童生徒3人につき1人+引率責任者を原則とする	航空機利用は前年度中に特別支援教育課と協議する。	
	高	3泊4日以内						
	105,000円（消費税含）							

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
小 中 普	} 区市町村教育委員会の基準による							
都立中学校及び中等教育学校前期課程	各学校の旅行計画について、東京都教育委員会と協議して実施している。							
東 京 都	高 等 学 校 及 び 中 等 教 育 学 校 前 期 課 程 等	全 定	9 6 時間以内	86,000円以内(税抜)	第2学年9月以降 原則として全員参加 第3学年9月以降	規定なし 規定なし		
特 別 学 校 支 援	小 中 高	日帰り 7 2 時間以内 9 6 時間以内	20,300円以内 54,800円以内 85,000円以内	第6学年 第3学年 第2学年9月以降 第3学年	〃 〃 〃 〃	規定なし 規定なし 規定なし 規定なし		
神 奈 川 県	小 中 普 高 普 定	} 市町村教育委員会の定める基準による		保護者の経済的負担を十分に考慮した適切な額	在学中 80%以上の参加 60%以上の参加	教育的見地から慎重に検討して選定	県立学校：学級数×1.2+2 新型コロナウイルス感染症の状況によって判断する	
山 梨 県	援 特 別 学 校 支 援	小 中 高						
長 野 県	小 中 普 高 普 定	} 各市町村(組合)教育委員会の修学旅行・遠足・その他の校外行事の基準に関する規則で定める						
高 定	5泊6日以内	規定なし	2年又は3年 3年又は4年	10分の8以上	国内全域	30名につき1名以上+管理職	「航空機利用書」の提出。海外修学旅行については、別に通知を出し費用、保護者の同意、安全面への配慮を促している。	
援 特 別 学 校 支 援	小 中 高	2泊3日以内 3泊4日以内 5泊6日以内	〃	原則、最高学年 やむを得ない場合は この限りではない	近接都県 関東、中部、近畿 国内全城	4名につき1名以上+管理職 6名につき1名以上+管理職		
小 中 普 高 普 定	1泊2日以内を原則とする 2泊3日以内を原則とする	家庭の経済的負担を考慮し、費用の削減を図る。	6年 3年	規定なし	小：はなはだしく遠隔地を避ける。 中：規定なし	(学級数×2+2)名		
県立中学校及び中等教育学校前期課程、高等學校及び中等教育学校後期課程								
高 普 定	3泊4日以内を原則とする	家庭の経済的負担を考慮し、費用の削減を図る。 高：費用は11万円を上限とする。	最高学年あるいはその前学年(後期)	〃	規定なし	20~30人につき1名	公立中学校に準ずる	
校 特 別 義 援 教 學 高 中 普	小 中 高	1泊2日以内 2泊3日以内 3泊4日以内	6年 3年 3年	〃	規定なし	(学級数×2+2)名	高：航空機利用は、実施2ヶ月前までに提出する「修学旅行実施計画書」に「航空機利用計画」を記載しておくこと。	
新 潟 県	小 中 普	} 市町村教育委員会の定める基準による						
県立中学校及び中等教育学校(前期課程)	1学年、2学年は日帰り、3学年は2泊3日以内(車中泊を含む) 2学年は、委員会の承認を得て、宿泊することができる。							
中等教育学校(後期課程)	5泊6日以内(車中泊含む)	保護者の過重負担にならないようにすること	在学中1回(宿泊を要するもの)	原則、全員参加	規定なし			
高 普 定	5泊6日以内(車中泊含む)	保護者の過重負担にならないようにすること	在学中1回	原則、全員参加	規定なし	1学級につき3人、1学級増すごとに1~2人増	航空機利用の場合、経費は航空機を利用しない場合と同程度	
援 特 別 学 校 支 援	小 中 高	小、中、高等学校に準拠				1学級につき5名、1学級増すごとに1名又は2名増、基準表(略)による	小、中、高等学校に準拠	

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
富山県	小 普 規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	市町村教育委員会に一任。
	中 普 3泊4日以内	規定なし	最上學年もしくはその前の學年	原則として全員参加	規定なし	30名につき1名+校長(又は教頭)+養護教諭+学年主任+生徒指導主事	特別支援学級の生徒が参加する場合は特別支援学級担任が参加する
	高 普 定 4泊5日以内	過重とならないよう配慮すること	規定なし	規定なし	"	60人までは2名とする。超過する人数30人につき1名増可。養護教諭1名増可。	
	特別支援学校 小 1泊2日以内	過重とならないよう配慮すること	" " "	障害の状態、日程、参加者数に応じて	" " "	障がい児学級の引率教員数は5人につき1名。	
	中 3泊4日以内						中学部…中学校修学旅行実施基準に準ずる 高等部…高等学校修学旅行実施基準に準ずる
	高 4泊5日以内						
	小 普 原則として宿泊を要する場合は実施しないこと	積立金によることを原則とする	最上學年又はその前學年(前學年との合同も可)	80%以上	県内	児童、生徒30人までは2名、さらに30名増すごとに1名を加えた数とすること。ただし、所屬長が必要と認める場合は、2名を限度として加えることができるものとする	海外修学旅行にあっては、県教委と学校指導課と協議の上、さらに2名を限度として加えることができるものとする。海外修学旅行の引率責任者は原則として校長とする。 高等学校に同じ。
	中 普 3泊4日以内	"	最上學年又はその前學年	"	規定なし		
	県立中 市町立中学校の基準に準ずる						
石川県	高 普 定 4泊5日以内	積立金によることを原則とする	最上學年又はその前學年	80%以上	規定なし	児童、生徒30人までは2名、さらに30名増すごとに1名を加えた数とすること。ただし、所屬長が必要と認める場合は、2名を限度として加えることができるものとする	海外修学旅行にあっては、県教委と学校指導課と協議の上、さらに2名を限度として加えることができるものとする。海外修学旅行の引率責任者は原則として校長とする。 高等学校に同じ。
	特別支援学校 小 原則として宿泊を要する場合は実施しないこと	"	最上學年又はその前學年(前學年との合同も可)	"	県内	児童・生徒数5人につき1人を基準とすること。ただし、重度・重複障がいの児童生徒の安全を確保する上で必要な最小限度の数を加えることができるものとする	
	中 3泊4日以内	"	最上學年又はその前學年	"	規定なし		
	高 4泊5日以内	"	"	"	"		
	小 普 } 各市町村教育委員会の判断とする。県立高志中学校は県教育委員会の定める基準による。						
	中 普 }						
	高 普 定 110時間以内	必要最小限の額	最上學年又はその前學年	原則として全員参加	規定なし	少なくとも2名以上とする。生徒30人につき1名を標準。	
福井県	特別支援学校 小 3~4時間以内	家庭の経済的負担を考慮した額	6年又は5、6年	" "	規定なし	児童20人につき1名+責任者 分校参加は教員1名増 生徒25人につき1名+責任者1名	特別支援学級は普通学級に同じ 引率者は担任1名+教員1名
	中 5~8時間以内		3年又は2、3年		規定なし		
	高 8~2時間以内		最上學年又はその前學年		規定なし		
	小 普 1泊以内	規定なし	規定なし	原則全員参加	規定なし	教育的見地に立ち、ねらいが十分に達成できるような目的地	5人につき責任者・教員・寄宿舎指導員各1名
岐阜県	中 普 原則として2泊3日以内						
	高 普 定 原則として3泊4日以内	必要最小限度の額とする	"	"	"		
	特別支援学校 小 1泊以内						
	中 原則として2泊3日以内						
愛知県	高 原則として3泊4日以内	規定なし	" "	" "	" "	5人につき責任者・教員・寄宿舎指導員各1名	5人につき責任者・教員・寄宿舎指導員各1名

*海外修学旅行実施基準は別掲。

校種		日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考						
静岡県	小普	1泊2日～3泊4日程度	規定なし	規定なし	身体的な理由等で参加困難な者以外は全員参加	規定なし	原則として1学級2人以内	特別支援学級は普通学級に同じ						
	中普		"	"		"								
	県立中		規定なし	保護者の経済的負担を考慮して、各学校が定める適正な額	規定なし	原則として、当該学年生徒全員とする。	目的を踏まえ、学校の特色や日常の学習活動との関連を十分考慮して決定する。 目的を踏まえ、学校・学科の特色や実態及び日常の学習活動との関連を十分考慮する。	原則として、1学級につき教員2人+養護教諭(又はこれに準ずる教員)1人+責任者(校長、教頭又はこれに準ずる教員)1人 航空機利用は保護者の理解・同意が得られるようにする。						
	高普定	規定なし			規定なし									
	特別支援学校	小	1泊2日以内	前年度の県立特別支援学校の学部別平均額を参考とする。ただし、保護者の負担を考慮し費用の削減を図る。	6学年が原則	原則として、当該学年生徒全員とする。	目的地や見学場所は、日常の学習活動との関連及び児童生徒の障害の実態を考慮し、修学旅行を通して効果的な体験学習や情操教育等が深められるよう、十分検討の上選定する。	当該学年の担当教員+養護教諭(これに準ずる者)+責任者(管理職又はそれに準ずる者) 活動内容や日程・移動等の計画の際は児童生徒の障害に配慮するよう指導している。航空機の利用は高等部に限り、安全対策を万全にする。						
		中	2泊3日以内		3学年又は2学年9月以降									
		高	4泊5日以内											
愛知県	小普	1泊2日以内	保護者の負担を考えてその軽減につとめる	最上学年	全員参加をたてまとする	郷土を中心とした近隣府県	1学級2名 2学級3名 3学級4名 4学級5名 ※151名以上は6名 5学級6名 ※181名以上は7名 6学級7名 ※211名以上は8名							
	中普	2泊3日以内				限定しない	1学級3名 2学級4名 3学級6名 4学級7名 5学級9名 6学級10名 7学級12名 8学級13名 9学級15名 10学級16名 11学級18名							
	高普定	国内3泊4日以内	上限80,000円程度(消費税を含む)	3年又は2年 4年又は3年	原則、全員参加(80%以上)	限定しない	1学級3名 2学級4名 3学級6名 4学級7名 5学級9名 6学級10名 7学級12名 8学級13名 9学級15名 10学級16名							
	特別支援学校	小	1泊2日以内	小学校に準ずる	原則、最上学年	近隣府県の範囲	児童生徒	重度・重複障がいの児童生徒参加の場合、その事情を勘案して引率教員数を増やすことができる。						
		中	2泊3日以内			中部、近畿、関東地方の範囲	小：盲・知・肢・病3人、聾4人 中：盲・知・肢・病4人、聾5人 高：盲・知・肢・病4人、聾6人 } +責任者1名+保健担当者1名							
		高	3泊4日以内			限定しない	上記の児童生徒数につき引率者1名							
三重県	小普	市町など教育委員会の定める基準による												
	高普定	—	規定なし	三重県立学校修学旅行等実施要綱による	三重県立学校修学旅行等実施要綱による	いたずらに遠隔地を選ぶことなく、学習目的に即応した適地を精選	校長・教頭又はそれに代わる責任者のほか当該学年の学級担任及び養護教諭等	<高等学校> 旅行費用については、目的の達成と保護者の経済的負担を考慮した適正な額を、校長が定める。						
	特別支援学校	小	1泊2日以内	34,700円以内	" " "	1.5～2人(1クラス)をもとに、学校の実態、旅行の形態等を考慮する。								
		中	2泊3日以内	59,800円以内										
		高	4泊5日以内	69,200円以内										
滋賀県	小普	市町村教育委員会が定める基準												
	中普	} 市町村教育委員会が定める基準												
	県立中		3泊4日以内	県教育委員会が年度当初に、次年度実施の基準額を示す	最上学年又は前学年	—	—	航空機の利用については、保護者の同意を得ていること。						
	高普定	4泊5日以内	県教育委員会が年度当初に、次年度実施の基準額を示す	最上学年又は前学年	原則、全員参加	規定なし	1.5～2人(1クラス)をもとに、学校の実態、旅行の形態等を考慮する。							
	特別支援学校	小	1泊2日	21,000円程度	最上学年又は前学年	原則、全員参加	参加児童生徒3人につき教職員1人とする。ただし、参加児童生徒が3人以下の場合は少なくとも2人とする。なお、重度の障害児童生徒の場合にはこの限りではない。	2泊3日が主流。 航空機利用3泊4日以内、特例的認可。 3泊4日が主流。						
		中	3泊4日以内	56,000円程度										
		高	4泊5日以内	91,000円程度										
京都府	小普	市町村教育委員会ごとに実施		6年	規定なし 全員参加	規定なし	規定なし (概ね管理職+担任+養護教諭またはこれにかわる者+α)	特別支援学級は普通学級に準ずる。引率教職員数は児童生徒の実態による。						
	中普	} 市町村教育委員会ごとに実施		2、3年										
	府立中		原則として4泊5日以内	学校行事としての教育活動の意義を考え、保護者の経済的負担等に十分配慮し決定	規定なし	規定なし	—	—						
	高普定	原則として4泊5日以内	保護者の負担が過重にならない範囲	規定なし	届出事項	規定なし	—	—						
	特別支援学校	小	小学校に準拠	人数は児童生徒の実態による+管理職+養護教諭+必要に応じて看護師	規定なし	—	—	—						
		中	中学校に準拠											
		高	高等学校に準拠											

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
大阪府	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	普普通定	府教育委員会・市町村教育委員会ごとに定める 4泊5日以内 1泊2日以内 3泊4日以内 4泊5日以内	規定なし 第2学年以降 4年課程第3学年以降 最終学年 第2学年以降	原則として、全員参加 規定なし 〃 〃	規定なし 規定なし 〃	・費用は、保護者の過重負担を避ける。 ・修学旅行費用について、最新の通知文に留意するよう指導している。
	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	普普通定	各市町組合教育委員会の定める基準による 中等教育学校後期課程	規定なし	規定なし	規定なし	
	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	普普通定	6泊7日以内 ☆海外も同じ	80,000円程度 海外は3割増程度	規定なし 規定なし	規定なし 海外も認める	全日制（参加生徒25名につき1名） 定時制・通信制（参加生徒20名につき1名） 高：航空機の利用を認める、夜行バスの利用は避ける。
	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	小中高 中 高	1泊2日以内 2泊3日以内 4泊5日以内	20,000円 47,000円 80,000円	規定なし 規定なし 小・中・高： 原則として全員参加	海外への申請は高等部に限る	原則として、視覚特別支援学校にあっては、両目の视力の和が0.01以下の児童生徒2名につき1名、その他の児童生徒4名につき1名とする。聴覚特別支援学校にあっては、児童生徒4名につき1名とし、その他特別支援学校にあっては児童生徒3名につき1名とする。 所要期間は、児童生徒の実態に十分配慮し、所要経費については保護者の過重な負担にならないよう留意する。 夜行バスの利用は避ける。
	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	普普通定	4泊5日（上限）	80,000円以内 (消費税は別)	規定なし 規定なし	原則、全員参加 規定なし	規定なし
	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	小中高 中 高	1泊2日 2泊3日（上限） 4泊5日（上限）	20,000円以内 (消費税は別) 50,000円以内 (消費税は別) 80,000円以内 (消費税は別)	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃
	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	普普通定	設置する教育委員会の定める基準による。	規定なし	規定なし	規定なし	特に規定なし
	県立中学校 高等学校 特別支援学校	3泊4日以内 4泊5日以内 小学校に準拠 中学校に準拠 高校に準拠	規定なし 74,000円を上限とする 各校の児童生徒の実態を十分考慮して定める	規定なし 〃 〃	規定なし 〃 小学校・中学校・高校に準拠。各校の児童生徒の実態を十分考慮して定める	規定なし 〃 〃	特に規定なし 〃 〃
	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	普普通定	各市町村教育委員会で定める基準	規定なし	規定なし	1学級につき2名を基準とする。ただし、1学級の場合4名、2学級の場合5名とする。	
	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	4泊5日以内 1泊2日以内 2泊3日以内 4泊5日以内	保護者の負担過重とならないよう必要最小限度とする 最終学年又はその前学年	大多数の生徒が参加するものとする 全員参加を原則とする	規定なし 〃 〃 〃	養護学校の場合、小学部、中学部および高等部は、2名につき1名を原則とする（重度・重複障がいの児童・生徒を含む場合には、当該児童・生徒1名につき1名）。盲・聾学校の場合、小学部は6名までは2名、6名を超える場合は、その超える人員を3で除した数を加える。中学部は8名までは2名、8名を超える場合は、その超える人員を4で除した数を加える。高等部は10名までは2名とする。10名を超える場合は、その超える人員を5で除した数を加える。いずれも1未満の端数を生じた場合は切り上げる。ただし、小学部、中学部及び高等部において、重度・重複障がいの児童・生徒を含む場合には、当該児童・生徒1名につき1名とする。	

*海外修学旅行実施基準は別掲。

校種		日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考									
島根県	小普	} 市町村教育委員会で定める基準															
	中普	} 市町村教育委員会で定める基準															
	高普定	5泊6日以内	保護者の経済的負担を考慮する		2、3年が望ましい	原則全員参加	規定なし	30人につき2名、30人増すごとに1名増を原則とする									
	特別校支援	小1泊2日	//		//	//	//	緊急事態を想定して対応できる体制であることを考慮し、各校で適切に定める。									
	中3泊4日以内																
	高5泊6日以内																
岡山県	小普	} 市町村教育委員会の定める基準 (県立中学校は県教育委員会の定める基準)															
	中普	} 市町村教育委員会の定める基準 (県立中学校は県教育委員会の定める基準)															
	高普定	4泊5日以内 ※海外は5泊6日以内	保護者の負担過重にならないようにする	2年又は3年	80%以上の参加	30人まで3名、1~25人増すごとに1名増とする 児童・生徒の実態に応じる	新たに航空機を利用する場合、海外で実施する場合、目的地を変更する場合は、県教委と事前に協議するよう指導している。	新たに航空機を利用する場合、海外で実施する場合、目的地を変更する場合は、県教委と事前に協議するよう指導している。									
	特別校支援	小1泊2日以内	//	原則として卒業学年 卒業学年又はその前学年	//												
	中2泊3日以内																
	高4泊5日以内 ※海外は5泊6日以内																
広島県	小普	} 市町教育委員会の実施基準による															
	中普	} 市町教育委員会の実施基準による															
	県立中	3泊4日以内	保護者負担を配慮した適切な額とする。	最終学年又はその前年までとする。	全員参加を原則とし、参加率は少なくとも90%程度以上とする。 (定時制、通信制は別途考慮)	規定なし	学級数×2名+引率責任者1名を加えた数以内とする。 (救急看護、保健衛生の担当者を含む)										
	高普定	4泊5日以内															
	特別校支援	小1泊2日以内															
	中3泊4日以内																
	高4泊5日以内																
山口県	小普	} 市町教育委員会の定める基準															
	中普	} 市町教育委員会の定める基準															
	県立中学校及び中等教育学校前期課程	2泊3日以内	40,000円程度	定めはないが実態として3年	全員参加が望ましい	関西以西	高等学校に同じ	30人までは2名、30人を超えるときは(生徒数-30)÷30+2により算出した人数(1人未満の端数を生じたときは1人に切り上げる)。ただし、特殊事情は考慮する									
	高等 教育 学 校 及 び 中 等 教 育 学 校 及 び 後 期 中	普定	5泊6日以内	目的に必要とされる適正な額	定めはないが、実態として2年	80%以上	特に定めない										
	特 別 校 支 援	小1泊2日以内	18,000円程度		実態として6年	全員参加が望ましい	隣接県程度										
	中2泊3日以内	40,000円程度	実態として3年		全員参加が望ましい	関西以西	児童生徒の心身の発達段階、男女の別、養護等の立場を考慮し、適切な人数とすること										
	高5泊6日以内	目的に必要とされる適正な額	実態として2、3年	80%以上	特に定めない												
徳島県	小普	} 市町村教育委員会の定める基準による															
	中普	} 市町村教育委員会の定める基準による															
	県立中	3泊4日を標準	経費の節減に努力すること	規定なし	原則、全員参加。少なくとも8割を超える	安全が確保でき、修学旅行の目的が十分達成できるとともに、経費的に無理のない地域	1学級につき2名を標準とする+引率責任者	実施30日前までに、教育委員会に届け出る。									
	高普定	4泊5日を標準	経費の節減に努力すること	規定なし	事情に応じて考慮												
	各 特 別 校 支 援	小1泊2日を標準	経費の節減に努力すること	規定なし	事情に応じて考慮		児童・生徒の障害の状態にあった必要な教員数+引率責任者										
	中3泊4日を標準																
	高4泊5日を標準																

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
※香川県は、2019(令和元)年度分のデータを掲載。							
小 中 普	} 市町村教育委員会の定める基準						
香 川 県	3泊4日以内	高等学校に同じ	高等学校に同じ	高等学校に同じ	高等学校に同じ	(学級数×1.5名) + 養護教諭	
中高 後高等 期前教 程教育校 程学校及 び	全 定	4泊5日以内	保護者の経済的負担軽減に努める	2年又は3年 4年又は3年	—	規定なし	30人につき1名+引率責任者、養護教諭
特 別 校 支 援	小 中 高	1泊2日以内 3泊4日以内 4泊5日以内	"	6年又は5年 3年又は2年	近畿・中国又は四国地方 近畿・中国又は九州地方 規定なし	<肢体不自由、視覚障害> 2人に1名+養護教諭 <知的障がい、病弱、聴覚障害> 4人に1名+養護教諭 (重複は2人につき1名)	
小 中 普	} 市町教育委員会の定める基準						
愛 媛 県	中等教育学校 前期課程	4泊5日以内※	保護者の経済的負担に配慮した適切な金額	在学中1回	規定なし	規定なし	30人程度につき1名以上、総数2名以上で校長が決定する。女子生徒参加の場合は、適當数の女子教職員を含む。
中高 後高等 期前教 程教育校 程学校及 び	全 定	5泊6日以内※	保護者の経済的負担に配慮した適切な金額	在学中1回	規定なし	規定なし	30人程度につき1名以上、総数2名以上で校長が決定する。女子生徒参加の場合は、適當数の女子教職員を含む。
特 別 校 支 援	小 中 高	1泊2日以内※ 4泊5日以内※ 5泊6日以内※	21,580円以内 57,720円以内 原則107,810円以内	在学中 各学部1回	"	"	5人程度につき1名以上、総数2名以上で校長が決定する。女子児童生徒参加の場合は、適當数の女子教職員を含む。
小 中 普	} 市町村教育委員会の管理運営規則による						
高 知 県	県立中 高 特 別 校 支 援	4泊5日以内 5泊6日以内 2泊3日以内 4泊5日以内 5泊6日以内	保護者の負担過重とならない必要最小限度の額	10分の9以上 2/3以上 2/3以上	規定なし	規定なし	参加生徒数÷40×1.5人 校長又はこれに代わる責任者を含み、参加生徒数÷30+1。なお、生徒数100人につき1人の数を加えることができる [視覚障がい・聴覚障がい] 参加数÷5+1 [知的障がい・肢体不自由・病弱] 参加数÷3+1
小 中 普	} 市町村教育委員会の定める基準による						
福 岡 県	県立中学校及 び中等教育学 校前期課程	規定なし	※1	規定なし	80%以上	規定なし	学級数×1.5を下限、ただし総数は3名以上
高等 学校及 び中等 教育 	普 定	規定なし	※1 ※2	規定なし	80%以上 ・久留米市外三市町高等学校組合は規定なし	規定なし	学級数×1.5を下限、ただし総数は3名以上 ・久留米市外三市町高等学校組合は規定なし
援 特 別 校 支	小 中 高	規定なし	※1 ※1 ※1	"	80%以上	"	学級数×2.0を下限、ただし総数は3名以上
小 中 普	} 市町教育委員会の定める基準による						
佐 賀 県	県立中 高 援 特 別 校 支	5泊6日以内	規定なし(保護者の負担軽減に努める)	在学中1回	「佐賀県立学校の修学旅行に関する実施基準」による	規定なし	30人につき1名+保健担当者の数(切上)を引率者数(30人未満は2名以上)とする。団長は校長・副校長又は教頭(引率者数に含む)
小 中 高	} 高等学校に準ずる						

(註)※ただし、特別の事情があるときは教育長と協議の上、日数の限度を超えて実施することができる。

※1 県立学校における経費基準
平成27年5月11日より「保護者の経済的負担及び修学旅行の教育効果を十分考慮して、校長が決める必要最小限の額」とする

※2 (市町組合立高等学校)

- ・久留米市教育委員会は国内: 81,000円以内とする
- ・久留米市外三市町高等学校組合は国内: 積立金90,000円基準とする。特に基準はないが県の規定を準用する
- ・古賀高等学校組合は国内: 「保護者の経済的負担及び修学旅行の教育効果を十分考慮して、校長が定める必要最小の額」とする

※海外修学旅行実施基準は別掲。

《政令指定都市》

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
札幌市	小 普 1泊2日以内	21,600円以内	最終学年	規定なし	北海道 東北地方及び関東 地方	人數規定はないが、引率旅費については、札幌市教育委員会が示す修学旅行引率旅費配分基準による	車船中泊は避けること、利用交通機関は鉄道、バス及びフェリー
	中 普 3泊4日以内 航空機利用は2泊3日以内	3泊4日68,000円以内 2泊3日60,500円以内 航空機利用の場合は69,000円以内					車船中泊は避けること、利用交通機関は鉄道、航空機、バス及びフェリー
	高 全 定 5泊6日以内 航空機利用は4泊5日以内	旅行日数等に応じ必要 最小限にとどめる					車船中泊は2泊以内とすること、利用交通機関は鉄道、航空機、バス及びフェリー
	特 学別 校支 援 小 中 高 小学校に準ずる 中 中学校に準ずる 高 高等学校に準ずる				日本国内		
仙台市	小 普	校長が適切と判断する 金額とする。 国内91,000円（令和2年度 の基準） 仙台市立高等学校における 経費については、各年度ご とに基準を定める。	最高学年又は前学年		会津若松・盛岡方 面が多い	40人以下2人以上。40人を超えるときは、超える数 の20人までごとに1人を加算。救急看護の心得が有 る者を含める。	特別支援学級は通常の学級に準ずる。
	中 普		"		栃木方面が多い		
	高 普 定		"		関西が多い		
	特 学別 校支 援 小 中 高 小校長が適切と判断する 金額とする。						
	小 普 1泊2日以内	目的的達成と保護者の經 済的負担を考慮して適正 な額とする	最終学年又はその前学年	学年人数の85%を下らない	指定無し	参加児童・生徒15～30人に對 し教員1人を基準とする。ただ し、引率責任者、学校医及び養 護担当教員は別枠とする	特に必要と認める場合は、実時間72時間を超えない範囲で車中 泊1泊を加えることができる
さいたま市	中 普 2泊3日以内						
	高・中等 普 4泊5日以内 (120時間以内)						
	特 学別 校支 援 小 中 高 小学校の実施基準に準ずる 中 中学校の実施基準に準ずる 高 高等学校の実施基準に準ずる						
	小 普 日帰り	保護者の負担が過重に ならない範囲	1～6年	原則、全員参加	規定なし	30人につき1名、県外は校長又は教頭	特別支援学級は通常の学級に準ずる。障害 の種類・程度に応じて特別配慮する。
千葉市	中 普 日帰り(1年) 2泊3日(3年)		1年・3年	"		校長又は教頭1人+学級数×1.5人。養護教諭又 は、保健衛生の心得のあるもの1人。	
	高 普 4泊5日以内		規定なし	80%以上			保険の加入。
	援特 学別 校支 小 日帰り 中 2泊3日 高 2泊3日		1～6年 3年 3年	原則、全員参加	"	実態に応じて定める	障がいの種類・程度に応じて特別配慮す る。
横浜市	小 普 規定なし (児童生徒への健康面 の負担配慮)	保護者の過重負担とな らない範囲	第6学年(最終学年)	児童生徒の健康面の負担 等を十分配慮すること、 また、宿泊に伴う経費に ついては保護者への経済 負担を十分考慮し学校と して説明責任を果たせる 範囲内とする。	実施上の留意点として、行事の目的や 児童生徒の発達段階などに応じて、目 的的の選定が行われているか、実施の 時期について学校運営上、無理のない ように考慮されているか、日程上で、 距離や時間、又は、見学場所に無理が ないよう配慮されているか記載。	学級数×1.5+2名	特別支援学級は普通学級に準ずる。
	中 普 第3学年(最終学年)						
	高 全 定 第3学年又は第2学年					学級数×1.5+1名	
	特 学別 校支 援 小 中 高 第4学年又は第3学年 第6学年 第3学年 第3学年又は第2学年						

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種		日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考		
川崎市	小 普	1泊2日	17,900円 (消費税8%適用) 18,300円 (消費税10%適用)	6年	原則として全員参加	日光	20人につき1人	特別支援学級は、普通学級に同じ		
	中 普	2泊3日	64,800円 (消費税8%適用) 66,000円 (消費税10%適用)	3年		京都・奈良・ 広島・滋賀				
	高 普 定	4泊5日	112,400円 (消費税8%適用) 114,500円 (消費税10%適用)	在学中1回		近畿・九州・沖縄 方面・四国				
	特 別 校 支 援	小 1泊2日 中 2泊3日 高 4泊5日	※特別支援学校については、各校種ごとの日程及び経費基準、旅行方面・引率・その他実施にかかる基準について、児童生徒の実態に即した形で準用するものとする。							
	小 普									
	中 普									
	高 普 定									
	接 特 學 校 支 援	小 中 高								
	新潟市	小 普 中 普 高 定 特 別 校 支 援	2泊3日 2泊3日 5泊6日 5泊6日 2泊3日 2泊3日	5, 6年 2, 3年 在学中1回	規定なし	規定なし	新潟県の実施基準に準ずる	・宿泊を要する修学旅行は、在学中1回に限る。		
	静岡市	小 普 中 普 高 普	1泊2日～3泊4日程度 1泊2日～3泊4日程度 規定なし	保護者の経済的負担を考慮し費用の節減を図ること 保護者の経済的負担を考慮し費用の節減を図ること	基準なし 規定なし	基準なし 〃	目的を十分に踏まえ、学校の特色や日常の学習活動との関連及び児童又は生徒の安全面を十分考慮して決定する	泊を伴う場合は、1学級につき2名以内とし、これに養護教諭(又はこれに準ずる教員)及び引率責任者(校長又は教頭)を加える		
浜松市	小 普 中 普 高 普 特 別 校 支 援	1泊2日～3泊4日程度 規定なし 同上 規定なし 同上	保護者の経済的負担を考慮し、費用の節減を図ること	規定なし 規定なし 規定なし 規定なし	規定なし 規定なし 規定なし 規定なし	原則として、責任者(校長、副校長、教頭又はこれに準ずる教員)、養護教諭(又はこれに準ずる教員)各1人及び1学級につき教員2人とする	届出制	判断基準 ①静岡県ふじのくにシステム「6段階警戒レベル」においてレベル6の場合は見合わせる。 ②静岡科研ふじのくにシステム「県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限」により、訪問先が「回避」の場合は見合わせる。		
	名古屋市	小 普 中 普 高 全 特 別 校 支 援	1泊2日以内 2泊3日以内 3泊4日以内 1泊2日以内 2泊3日以内 3泊4日以内	29,000円 58,700円 80,000円 29,000円 58,700円 80,000円	第6学年 第3学年 第2学年 第3・4学年 小学校に準ずる 中学校に準ずる 高校に準ずる	原則、全員参加 〃 〃 〃	各学校で選定 〃 〃 〃	学級数+1名+校長+養護教諭 特別支援学級の引率は、特別支援学級担当教員(実情に応じて プラス) 学級数あたりの教員数 1学級3名 2学級4名 3学級6名 4学級7名 5学級9名 6学級10名 7学級12名 8学級13名 9学級15名 10学級16名 11学級18名 小・中学部3人につき1名、高等部は4人につき1名、+校長+養護教諭	中学校において出発・帰着時に送迎バスを利用する場合は2,000円を増した額とする	

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考				
京都市	小 普 1泊2日 … 21,670円以内 但し、「奥志摩みさきの家」以外の宿泊は1泊が限度	6年	原則として全員参加	規定なし	約30人につき引率1名		育成学級は、普通学級に準ずる				
	中 普 2泊3日 … 57,300円以内 航空機利用の場合… 60,300円以内	規定なし	"	"	"	"	"				
	高 普 2泊3日 … 57,300円以内 航空機利用の場合… 67,000円以内 3泊4日 … 70,500円以内 航空機利用の場合 … 80,000円以内 4泊5日 … 89,000円以内	規定なし	"	"	参加生徒を二〇で除して得た数（1に満たない端数は、切り上げ）に1を加えた数		航空機利用は、一定の条件の下に認める。				
						参加生徒数を十五で除して得た数（1に満たない端数は、切り上げ）に1を加えた数					
	特 别 学 校 支 援 小	小学校に準拠									
	中	中学校に準拠									
	高	高等学校に準拠									
	小 普 3~6時間程度	18,000円程度	第6学年	原則として全員参加	近畿・中国地区内	学級数×2+2	特別支援学級は普通学級に同じ				
	中 普 6~0時間以内（夜行便利用7~2時間以内）	保護者の過重な負担にならない範囲50,000円程度とする	規定なし	"	東…関東、西…九州方面までを原則とする	学級数×2+2	"				
大阪市	高 普 定 4泊5日以内	72,000円程度	規定なし	"	規定なし	学級数×1.5+2	国内修学旅行航空機利用計画書を実施6か月前までに届出				
	特 別 学 校 支 援 小	該当なし									
	中	該当なし									
	高	該当なし									
堺市	小 普 中 普 高 普 定	規定なし	「堺市立学校(園)徴収金事務取扱要項」を制定し、修学旅行等の事務手続きについて保護者への説明責任を果たし、適正な事務処理及び校内体制を整備するよう指導								
	小 普 1泊2日以内	22,690円以内	規定なし	原則として全員参加	規定なし	学級数×1.5+2名	特別支援学級は普通学級に準ずる。				
	中 普 4~8時間内 (上限60時間以内)	57,000円以内 航空機利用60,000円以内	規定なし	"	兵庫県内・関西圏もしくは、その近隣府県とし神戸市から概ね300kmまでの府県内	"	"				
神戸市	高 普 105時間以内（バス利用については110時間まで認める）	79,000円以内	規定なし	"	規定なし	"	夜行バス利用は避ける。				
	特 別 支 援 学 校 小 中 高	上記に準ずる	上記に準ずる 上記に準ずる 上記に準ずる	規定なし	"	規定なし 規定なし 規定なし	小学校に準拠				
				規定なし			中学校に準拠				
				規定なし			高等学校に準拠				
岡山市	小 普					岡山市の規準に基づいて派遣					
	中 普					岡山市の規準に基づいて派遣					
	高 普 県立学校に準ずる	県立学校に準ずる	県立学校に準ずる	県立学校に準ずる	県立学校に準ずる	岡山県の規準に基づいて派遣					
	特 別 支 援 学 校 小 中 高										

※海外修学旅行実施基準は別掲。

	校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
広島市	小 普	1泊2日以内	28,100円以内 (消費税を含む)	最終学年	原則として全員参加	規定なし	23人につき1名+責任者(校長又は教頭) +養護教諭	
	中 普	2泊3日以内	53,600円以内 (消費税を含む)	第2学年	〃	〃		
	中等教育 普	4泊5日以内	保護者負担を配慮した適切な額とする	前期・後期それぞれ、最終学年又は前学年	〃	〃	前期: 23人につき1名 後期: 28人につき1名 +責任者(校長又は教頭) +養護教諭	
	高 普定	4泊5日以内	保護者負担を配慮した適切な額とする	最終学年又は前学年	〃	〃	28人につき1名+責任者(校長又は教頭)+養護教諭	
	特別支援学校 小	1泊2日以内	おおむね、小学校の場合をめやすとすること	最終学年	〃	〃	2人につき1名+責任者(校長又は教頭)+養護教諭	
	特別支援学校 中	2泊3日以内	おおむね、中学校の場合をめやすとすること	最終学年				
	特別支援学校 高	4泊5日以内	おおむね、高等学校の場合をめやすとすること	最終学年又は前学年				
北九州市	小 普	1泊2日	大分・熊本方面25,631円以内 長崎方面26,685円以内 市内26,576円以内	第6学年	原則として全員参加	○大分・熊本方面 ○長崎方面	(普通学級+特別支援学級)×1.8 3人を下回らない	特別支援学級は普通学級に同じ
	中 普	2泊3日	58,364円以内	第3学年	〃	関西方面	(普通学級+特別支援学級)×1.5	
	高 普定	5泊6日	100,000円以内	第2学年	県立高等学校の規定と同様	県立高等学校の規定と同様	県立高等学校の規定と同様	
	特別校支援 小	1泊2日	小学校に準拠					
	特別校支援 中	2泊3日	中学校に準拠					
	特別校支援 高	2泊3日	高等学校に準拠					
	小 普	1泊2日以内	21,000円以内	規定はないが6年	全員参加	特になし	学級数×1.5+2	
福岡市	中 普	2泊3日以内	52,500円以内	規定はないが2年		特になし		
	高 普	5泊6日以内	特になし	規定はないが2年	80%	特になし	学級数×1.5+1	
	特別校支援 小	1泊2日以内	21,000円以内	規定はないが6年	全員参加	特になし	学級数×2.0	
	特別校支援 中	3泊4日以内	52,500円以内	規定はないが3年		特になし		
	特別校支援 高	5泊6日以内	77,000円程度	規定はないが3年又は2年		特になし		
熊本市	小 普	1泊2日以内	規定なし 参考: 20,000円前後	6年生	目的、教育的効果、費用	国内 ※いたずらに遠隔地を選定しない	※養護教諭を含めることが望ましい	
	中 普	2泊3日以内	規定なし 参考: 50,000円前後	2年生	目的、教育的効果、費用	国内 ※いたずらに遠隔地を選定しない	※養護教諭を含めることが望ましい	
	高 普	5泊6日以内	79,000円程度	規定なし	目的、教育的効果、費用	国内は規定なし 海外は原則として韓国、中国	1学級: 3名 2~4学級: 学級数+1~学級数+2 5学級以上: 学級数+2	国内の航空機利用を認める(保護者の同意を得る)
	特別支援学校 小	1泊2日以内	保護者の経済的負担等を考慮して決定する	規定なし	目的、教育的効果、費用	国内とするが、児童生徒の心身の負担等を考慮して選定する	1学級: 2~3名 2学級: 4~6名 3学級: 6~9名	—
	特別支援学校 中	2泊3日以内	保護者の経済的負担等を考慮して決定する	規定なし	目的、教育的効果、費用	国内とするが、児童生徒の心身の負担等を考慮して選定する	1学級: 2~3名 2学級: 4~6名 3学級: 6~9名	—
	特別支援学校 高	5泊6日以内	保護者の経済的負担等を考慮して決定する	規定なし	目的、教育的効果、費用	国内とするが、児童生徒の心身の負担等を考慮して選定する	1学級: 2~3名 2学級: 4~6名 3学級: 6~9名	—